

3月28日(土)・4月4日(土)は住民異動届の手続きができます

問い合わせ 市民課 市民係(☎内線304)

引っ越し(異動)が多い3月末の土曜日と4月初めの土曜日に、市役所窓口で住所変更(住民異動届)に伴う手続きができます。

開庁日 3月28日(土)、4月4日(土)

受付時間 午前9時から正午まで

取扱業務 ① 転出、転入、転居などの住所変更(異動届)とそれに伴う諸手続き

② 住民票の写し、戸籍謄(抄)本や税証明などの証明書の発行

※詳細は市ホームページで確認するか、問い合わせください。

※他の市町村や関係機関への照会を伴う場合は、諸証明の交付ができません。

※上記日程以外の第2・4土曜開庁日は、上記②の業務のみとなります。

住民異動届 (転出届・転入届・転居届)

引っ越し(異動)で住所の変更をする手続きには下記のものが必要です。また、異動届を代理人が提出する場合は「委任状」が必要です。「委任状」の様式は市ホームページからダウンロードできます。

届出の種類	期間	必要なもの
転出届 (市外に転出)	転出の前後 14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類※1、印鑑 <下記の書類がある場合> ・国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、医療証(子ども、ひとり親、障害者)、介護保険証、印鑑登録証
転入届 (市外から転入)	本市に 住み始めて 14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類※1、転出証明書※2、印鑑 <下記の書類がある場合> ・後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、健康保険証、年金手帳、精神障害者保健福祉手帳、住基カード、マイナンバーカードまたは通知カード※3、特別永住者証明書、在留カード ・転出時に受け取っている各種証明書
転居届 (市内の転居)	新しい住所に 住み始めて 14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類※1、印鑑 <下記の書類がある場合> ・国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、医療証(子ども、ひとり親、障害者)、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、住基カード、マイナンバーカードまたは通知カード※3、特別永住者証明書、在留カード

※1 本人確認書類とは、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)です。お持ちでない人は、健康保険証や預貯金通帳など氏名が確認できるものを2点以上お持ちください。

※2 あらかじめ前住所地で転出届が必要です。住基カードまたはマイナンバーカードによる転出(特例転出)をした人は転出証明書が発行されません。必ず住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。

※3 住基カードまたはマイナンバーカードを持っている人は転入届と併せて継続利用の手続きが必要です。転入をした日から14日を過ぎて転入届をした場合は、住基カードまたはマイナンバーカードは失効しますのでご注意ください。